

第3期 第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録 第3期 第4回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成25年3月14日(木) 午後6時から7時30分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員19名)(委員長)、吉賀成子委員長代理、石井知子委員、岩月祐美子委員、岩橋栄子委員、大塚邦俊委員、堀木正宏委員、丸山敏雄委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、大嶺ひろ子委員、木田正吾委員 (事務局5名) 福祉部長、経営課長、介護保険課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	○ <b>地域包括支援センター運営協議会</b> 1 高齢者相談センター支所の運営委託事業者の選定結果について ○ <b>地域密着型サービス運営委員会</b> 1 地域密着型サービス事業者の公募について (非公開) 2 練馬区地域密着型サービス実施指針の改訂について 3 地域密着型サービス事業者の指定について 4 地域密着型サービス事業者の指定更新について 5 地域密着型サービス事業者の選定辞退と追加公募について ○ <b>その他</b> 1 介護保険について
6 配布資料	資料1 高齢者相談センター支所の運営委託事業者の選定結果について 資料2-1 地域密着型サービス事業者の公募について 資料2-2、資料2-3、資料2-4 平成24年度地域密着型サービスの応募事業者 資料3-1 練馬区地域密着型サービス実施指針の改訂について 資料3-2 練馬区地域密着型サービス実施指針(平成25年4月)(案) 資料4 指定地域密着型サービス事業者等の指定について 資料5 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について 資料6 地域密着型サービス事業者の選定辞退と追加公募について 資料7 介護保険について

7 所管課	<p><b>(地域包括支援センター運営協議会)</b> 健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係 Tel : 5 9 8 4 - 4 5 8 2 (直通) Eメール : KOUREITAISSAKU10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p><b>(地域密着型サービス運営委員会)</b> 健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係 Tel : 5 9 8 4 - 4 5 8 9 (直通) Eメール : kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>
-------	--

## 第3期第4回地域包括支援センター運営協議会 第3期第4回地域密着型サービス運営委員会

(平成25年3月14日(木)：午後6時～7時30分)

(委員長) これより第3期第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いします。

(事務局) ただ今の出席委員数は17名である。なお、欠席および遅参の連絡が、それぞれ一名の委員から入っている。現在、傍聴の方はいない。

(委員長) 手元の資料について差し替え、追加がある。事務局より説明を願う。

(事務局) 資料の差し替えと追加のご案内をさせていただく。席上に配布させていただいた資料2-1、資料2-2、2-3、2-4および介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱に定める行政処分等の手続きの流れ、これらについて説明をさせていただく。

資料2については、事前に送付したものは、事業者名称等にマスキングをしている。本日、あらためて事業者名称等を記載した資料をお配りした。本日の説明等にはこちらの資料を使用する。

次に、介護保険法の規定による行政処分等の実施に関する要綱に定める行政処分等の手続きの流れ、A4一枚の図である。資料3-2の35ページ目として、本日追加の資料として席上に配布した。

資料の案内は以上である。

(委員長) 資料について不足があれば、事務局に申し出ていただきたい。よろしいか。

11月20日に開催した第3期第3回の会議要録について、事前に事務局より送付した。一部、訂正の申し出があったがそのほかに訂正があれば、本日お申し出いただきたい。よろしいか。

では、次第に沿って議事を進める。本日も委員の皆さんに活発なご意見、ご発言をお願いします。議事録を作成する都合上、ご発言はマイクを通してお願いします。

地域包括支援センター運営協議会に入る。

案件1の高齢者相談センター支所の運営委託事業者の選定結果について、資料1の説明を光が丘総合福祉事務所長に願う。

(光が丘総合福祉事務所長) 【資料1について説明】

(委員長) ただ今の説明について何かご意見等があればお願いします。

(委員) 「こんにちは！高齢者相談センターです」のパンフレットに権利擁護業

務の記載がある。権利擁護業務に関しては、高齢者相談センターが権利擁護事業センターのほうにつながりという形ではないのか。誤解を招くと思う。これを見た高齢者は、高齢者相談センターでやってもらえると受け取ってしまうのではないかと思うが、いかがか。

(光が丘総合福祉事務所長) 確かに、高齢者相談センターは一番最初の入り口として相談を承るというところがある。また、社会福祉協議会につないでいく形が主な流れであるが、件数は多くはないが、区長の後見申立という形で行政が主体となって後見人の選定などの手続きを進めていくということもある。高齢者相談センターで権利擁護事業のすべてができるように読み取れてしまのではないか、という部分に関しては工夫したいと思う。高齢者相談センターにおいては入り口として、こういった相談を承っているという旨をご案内したい。

(委員長) ほかにいかがか。

これで地域包括支援センター運営委員会を終了し、引き続き地域密着型サービス運営委員会を開催する。案件に入る前に、前回、委員から夜間対応型訪問介護の利用人数について確認してほしいという発言があったので、これについて事務局から報告を願う。

(事務局) 夜間対応型訪問介護について、区内2事業所の利用者数の報告をさせていただきます。本年2月末現在の利用登録者数は、ジャパンケア中村橋が218名、24時間めぐみの会が95名、計313名ということで各事業所より報告を受けているところである。

(委員長) これについて何かあるか。

それでは地域密着型サービス運営委員会の案件の1に移る。

案件の1、「地域密着型サービス事業者の公募について」である。この案件の1については、練馬区の附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針で定めた、会議の公開の原則の除外事項、「法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人などの権利、競争上の地位、その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するため非公開とさせていただきます。現在、傍聴者がいないので、このまま議事を続ける。また、今回の地域密着型サービス運営委員会の資料については、一部を事前に送付している。事前送付した資料および本日配布した資料については、会議終了後、回収させていただきます。

応募した法人を地域密着型サービス事業として選定するか否かは区が選定委員会を開き判断をする。委員の方々から意見をいろいろいただきたい。

#### 【非公開案件の審議につき要録不記載】

(委員長)

続いて案件の2へ移る。練馬区地域密着型サービス実施指針の改定について、介護保険課長より説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料3-1、3-2について説明】

(委員長)

ただ今の資料3-1、3-2の説明について、何かご質問・ご意見などがあればお願いします。

(委員) 7ページに記載の、地域密着型サービスの質の確保についてである。ケアのあり方について、いろいろすごくいいことが書いてあるが、これをどのように遂行して、確実に質の確保を担保するにはどうしたらよいか。

(介護保険課長) いろいろやり方があるとは思いますが、一番オーソドックスなやり方として、私どものほうでは指導する権限があるため、ご相談があれば、事業所に確認をすることがある。それから保険者として、事業所に出向いての実地指導を、毎年おおむね150~160事業所ぐらい調査を行っている。

(委員) なぜこんなこと言うかということ、各事業所によってすごく質のばらつきがあるように思うからである。すごく評判のいいところと、事業所の中で職員の交代が激しく、つまりサービス提供の質の安定性を欠くところというのが、既に区内の中で出てきていると思う。その辺のところを区がどのように把握をし、質の最低限のところを確保するかという部分を、きちんと明確にしていたければありがたいと思ってお伺いした。

(高齢社会対策課長) 介護サービスの質をどのように確保していくかというのは、非常に重要な問題だと認識している。介護保険課長が申し上げたとおり、個別の事業者には直接指導するということに加えて、練馬区には練馬介護人材育成研修センターという組織がある。このような研修センターを設けているところは、23区で世田谷区と練馬区だけである。

研修の内容は、主に経営層を対象としたマネジメント系の研修と、介護技術に関わる研修などを、年間140回ほど行っており、参加者数も延べで3,700名ほどである。このようなかたちで毎年実施している。研修カリキュラムに関しても、運営協議会にも事業者の代表の方も入っているので、事業者の声を頂戴しながら研修内容の充実も図っている。

(委員) 利用者としての区民が、どの程度そういうものを情報として取り得るのかも教えていただきたい。

(介護保険課長) 個人情報に関係もあり、どこの事業者に指導に入ったかというのはなかなか言えない部分がある。

(委員) それでは、区でこれだけのものを考えていても、私たち一般区民には全然分からないではないか。

(介護保険課長) 例えば指導件数や、どのような指導を行ったかというこ

とは、お手元に配布した練馬の介護保険という冊子の中に記載があり、ホームページなどにも情報によってはアップし、年間にどれくらいの事業所、どのような指導をおこなったかを公開している。

新聞やマスコミで出るような大きな事故でない限り、事業所の名称などを出すことは区としては行わない。その辺は一定程度ご理解いただけるのではないかと思っている。

(委員長)

よろしいか。そのほかにはいかがか。

(委員) 例えば事業者で監査などで入ると、まず書類が山ほどある。この書類に関してもう少し簡素にできないものか。書類で見るしかないのかとは思いますが、文書で残しておかなければならないということはよく分かるが、紙の節約などいろいろ考えると、いかがなものかと感じる。

また、仕事の中の半分が文書作成となるほど文書が多い。ヘルパーでも何でも、そういう字を書くことだけに時間を取られてしまう。その辺の簡素化というのが今後課題になっていくと思うが、いかがか。

(介護保険課長)

マネジメントというか、文書での管理などに時間をかけるのは、確かに非効率的な部分があると思う。例えば電子情報でできるものなど、さまざまなやり方については工夫をする必要があるのではないかと思っている。そういったものについて、例えば東京都等に提案をするなど、改善できるものについては区としても改善を求めていきたいと思う。

(委員長)

そのほかにはいかがか。

(委員) 9ページのケアのあり方のところに関連して、今、厚労省でもグループホームのあり方検討委員会が設置され、私の施設に対しても、9人の利用者に対して実際にどのぐらいの頻度で外出しているか、買い物など、どういうことをしているかといった非常に細かいアンケートを昨年求められた。認知症になって現状のグループホームで生活するのがよいのか、ケア付きグループホームばかりではないかとの認識があるのではないかと思う。練馬でも28カ所中、もしかしたら20カ所近くが、ケア付きグループホームのような気もする。利用者本人が主体で暮らしているかという点、外に出てないグループホームや、地域や社会と人とつながって生活を構築し直すという目的とかけ離れて、食事は配食が来たりといったことがあるように思う。

先ほどの、グループホームの公募でも、質問しなかったが、食事のことなどは何にも書いてない。近隣に買い物に行ったり、地域の方と顔の見える関係をつくるなど、そういうことをどれだけ事業者がするのだろうかと思う。

先日も区の調査が入って、アンケートを行い「食事はレトルトか配食か」「利用者と一緒買い物行っているか」などの質問を行った。

厚労省が求めているグループホームの形もあるが、練馬区自体もどういうグループホームをつくりたいのか。そこに入っている方々がどういう姿で生活してほしいのか。それを事業所ができるようにしないと、数だけ増えることになる。

先日、東京都の行うグループホームの管理者研修で講師を務めたが、練馬区の事業者でも2・3人の参加があり、管理者がまた変わるのだなと思った。

株式会社の運営するグループホームなどでは、管理者がどんどん変わっていくことも多く、管理者の変更についても含めて、練馬区自体が独自に地域密着のグループホームがどうあるべきかを考えてもらえると、区民の方が入ったときに、その人主体の生活ができるのではないかと思う。

(介護保険課長) 区が考えるという宿題を頂戴した。ぜひその辺は一定程度時間をかけてやっていきたいと思っている。その際には、例えばこの会議体での討議や事業者の方々、あるいは利用者・家族の方々と意見交換をしながら、検討していく必要があると考える。

(委員長) 続いて案件3、地域密着型サービス事業者の指定について、資料4の説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料4について説明】

(委員長) 資料4の説明について、質問・意見などがあればお願いします。

(委員) 区外の指定を行う基準は何か。

(事務局) 区外事業所の指定については、地域密着型サービスの実施指針の中に利用指針というものを別途定めている。基本的に地域密着型サービスなので、本来はその地域内、練馬区であれば区に居住している方しか利用ができない。しかし、区外の事業所を利用する場合の特例の内容や、逆に区外の方が練馬区の事業所を利用する場合の特例等について、指針を定めており、その指針に基づいて区が認める場合に利用している。

(委員) 区外の指定についての利用指針というのは以前見たが、区の境界の地域で比較的近くに行けることなどの規定があったと思う。しかし、今までの区外の指定を見ると、必ずしも近くではなく、結構遠いところがあり、その基準とはかけ離れているような気がする。それはどういう理屈で指定しているのか。

(事務局) 例えば通所介護だと、基本は隣接地域、通所できる範囲での利用となるのが通常の見え方であるが、グループホームのような施設では、練馬区からかなり離れた地域をご利用の場合に、いくつかのパターンがある。配布した資料3-2の20ページに、地域密着型サービスの利用指針があり、そこに利用の原則と利用の特例等について記載している。

地域外の遠距離の事業所の利用については、特段の事由というものがある。具体的な例としては、家庭内で虐待を受けているため、住所からどうしても遠くに離れる必要があるなどの場合に、利用者の安全等を考えて特別に利用を認めた実績がある。基本的に、よほどの理由等がない限り、原則としては利用を認めないという方向で運用している。

(委員長) 続いて案件4、地域密着型サービス事業者の指定更新についての説明を願う。

(介護保険課長) 【資料5について説明】

(委員長) 質問・意見がなければ次の案件5に移る。

説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料6について説明】

(委員長) 質問・意見があればお願いします。

(委員) 一度選定された事業者が辞退する場合は、具体的な理由が何か提示されるのか。

(介護保険課長) 事業計画にかかるものと理解している。具体的には例えば工事費用や資金繰り等について、当初選定されたときに比べて、経済状況の変化等により事業者の想定が変わってきてしまい、事業がこの場では続けられないという判断から辞退したと伺っている。

(委員) 確認だが、光が丘では小規模多機能が1カ所辞退したからその分の公募の枠を増やす。認知症のグループホームは小規模多機能と併せてのみ公募なので追加で増えたという理解でよいか。

(介護保険課長) そのとおりである。

(委員長) これで地域密着型サービス運営委員会を終了し、その他に移る。介護保険について資料7の説明をお願いします。

(介護保険課長) 【資料7について説明】

(委員長) ご質問・ご意見はいかがか。

(委員) 2ページの、例えば地域密着型サービス利用状況があるが、居宅サービスなどで、要介護3の数字が多い。これは要介護3の人数が多いためにこのような数字になるのか。介護が5になる人のほうがより利用するのではないかと思うのだが。

(福祉部長) 推測ではあるが、要介護が4、5になると居宅での生活の維持ができにくくなり施設入所等をされる方が増えるため、居宅系のサービスでは要介護3辺りの方に山がくるという傾向があるのではないか。

(委員長) 本日の案件は以上である。

次回の第3期第5回の地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会開催時期については、現在、事務局で調整中である。8月の



中旬あるいは下旬ごろを予定しているが、決まり次第、事務局から案内、通知をするので、よろしくお願いします。

予定の案件は終わっているが、その他になにかあるか。

(委員) この運営協議会では指定の更新や、新しい公募・指定など、もちろん非常に大事なことなのかもしれないが、地域包括支援センターの職員がここに来て、今の課題などのソフト面の話をするなどのことがほとんどなく、選定などに終始している。このことは、この協議会自身少し問題があるのではないかと感じている。

地域包括支援センターの職員に来てもらい、実際に今何が地域で問題になっているかを聞きたい。地域包括ケアという話の一番最前線に来るものが地域包括支援センターだと思う。ハードの話ばかりをしていることは問題かなと思うのだが、皆さんはどのように思っているのか

(光が丘総合福祉事務所長) 本日も後ろに4所のセンター長が運営協議会に参加させていただいているが、次回以降に向けて、委員長や委員長代理とも打ち合わせしながら、こういった形で議論・ご意見をいただくかを検討してまいりたい。

(委員長) 貴重なご意見をいただき感謝申し上げます。

(委員) 私も同じ感覚でいた。地域包括支援センター4所ではどのような仕事をして、どういうことが問題となって、どのようなことが一番大変か、などを伺えたらと思う。もう一つ、こここのところへきてグループホームが増えているが、グループホーム自体の連携ができているのか。例えば、災害時に連携ができないことには、グループホーム単体だけで対応していたら地域としても大変だと思う。地域密着型サービスというのであれば、地域との連携の現状というものを、こういう委員会の席で分かるようにしていただければありがたい。

それから、例えばケアマネが困難ケースを抱えた場合に、包括支援センターに相談すると思うが、そこから浮かび上がってくる現場からの問題点を、区としてどのような形で取り上げ課題としてるいか、ということも併せて分かるようにしていただければと思う。

(福祉部長) 私も福祉部長になってかれこれ1年になり、ご指摘のように、この運営協議会・運営委員会で、これまで事業者の指定や、施設が開設されるというようなお話をさせていただいてきたが、私自身もいわゆる物足りなさというのを感じていた。

ご指摘のような議論を行うにあたり、どこに焦点を当てて皆さまからご意見いただくかについて、委員長・副委員長ともご相談させていただきご用意させていただきたいと思う。次回以降に向けて、ご指摘のような課題を踏まえたこの協議会・委員会の持ち方を検討させていただき、ご提案させていただきたい。

その際にまたよろしくお願ひしたい。

(委員) 今の福祉部長の話との関連になるが、私は東京都の各区の各施設を拝見させていただき、ずいぶん違いがあると思っている。区によって考え方はずいぶん違いがあるように思う。これは一つの提案だが、区同士でまず話し合いをし、その中のいい点を取って、ご提案いただいたらいかがかと考える。

(委員長) 今の、そういった意見なども踏まえ、次回以降の運営協議会の中で皆さんと一緒に議論ができたらと思う。そのようなことでよろしいか。

委員の皆さんから率直なご意見いただいた。それだけ区民の代表として練馬区の中で安心して老いていけるような地域社会をつくろうという皆さんの熱い気持ちだと思う。そういうことを踏まえて次回の運営協議会の中でも検討していかななくてはならないというところだと思う。ほかにはよろしいか。

では、次回、日程が決まり次第、8月中旬から下旬ということでご連絡するので、よろしくお願ひする。

それから、本日の地域密着型サービス事業者の公募についての資料2は持ち帰らず、机の上に置いてお帰りいただきたい。事前に郵送した資料を持ってこられた方も、選定に関わる資料については机の上に置いておいていただきたい。

年度末の大変お忙しい中お集まりいただき、感謝申し上げます。

次回もよろしくお願ひする。

(終了)